

# 出産後のママと赤ちゃんをサポートします

## (産後ケア事業のご案内)

霧島市では、親も高齢で頼れない、実家が遠方で頼れないなど、出産後に頼れる人がいないママと赤ちゃんをサポートするために、産後ケア事業を実施しています。

### 対象者

霧島市に住所がある方で、産後3か月までの母親とその乳児で次の要件にどちらにも該当する方

- ・産後に支援をしてくれる家族等がない
- ・産後のお母さんの体調がすぐれなかったり、育児に対して不安がある

### 内容

出産した医療機関等を退院後、助産所等で下記のメニューを利用しながらお母さんと子どもの体調に合わせて、助産師等によるケアを受けることができます。



	宿泊		デイサービス	
内容	・お母さんの産後の体調管理とケア ・授乳方法、赤ちゃんのお風呂の入れ方、お世話の仕方などについての相談、サポート			
利用時間	午前10時～翌午前10時まで (昼食・夕食・朝食の3食付) ※事業所により異なります		日中約6時間程度 (例：午前9時～午後3時 昼食付) ※事業所により異なります	
利用上限	産後3か月までに原則7日以内			
利用料金 (消費税込み)	7,560円/日 (基本利用料の約4割)	市民税課税世帯	3,780円/日 (基本利用料の約4割)	市民税課税世帯
	3,780円/日 (基本利用料の約2割)	市民税非課税世帯 生活保護世帯	1,890円/日 (基本利用料の約2割)	市民税非課税世帯 生活保護世帯
双子の場合は 追加料金が 必要です (1人につき)	1,620円/日	市民税課税世帯	810円/日	市民税課税世帯
	810円/日	市民税非課税世帯 生活保護世帯	400円/日	市民税非課税世帯 生活保護世帯

<例> 乳児が2人以上の場合(双子など)上記の利用料金 + 2人目以降の乳児1人あたりが必要です。

(宿泊・一般世帯の場合) 7,560円/日 + 1,620円/日 = 9,180円/日

※ 上記金額以外にも、おむつ代・ミルク代等、自己負担が生じるものがあります。

## 利用方法

### ① 利用申請

霧島市役所健康増進課、  
またはすこやか保健センター、各総合支所市民福祉課へ  
申請書を提出してください。  
申請は利用者本人、またはご家族の方が行ってください。

#### 必要書類

- 産後ケア事業利用申請書（窓口、市ホームページから）
- 母子健康手帳
- 申請者の印鑑

↓

### ② 利用の決定

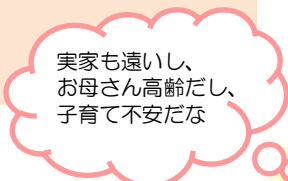
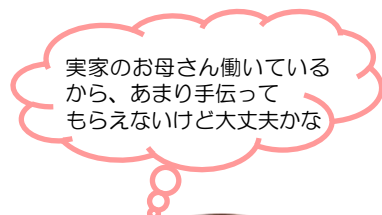
↓

### ③ 産後ケア施設へ入所、産後ケアを受ける

（各自で、ご予約をお願いします）

↓

### ④ 退所、自己負担金のお支払い



こんな時はご相談ください。

## 利用できる施設

施設名	住所	電話番号
産後ケアハウス みつお HOUSE	霧島市隼人町見次 1306-1	0995-55-8782
竹内レディースクリニック	始良市東餅田 502-2	0995-65-2296
フィオーレ第一病院	始良市加治木町本町 307-1	0995-63-2158
鹿児島中央助産院	鹿児島市伊敷6丁目 17-18	099-210-7560
ふるた助産院 産前・産後ケアハウス サクララン	鹿児島市宇宿9丁目 6番5号	099-230-7882
マミィ助産院	鹿児島市中山町 2598	099-263-5503

## 申込み・問い合わせ先

霧島市役所 健康増進課

TEL 0995-64-0905

すこやか保健センター

TEL 0995-42-1178